

モリサワ ビジネス必勝フォント Win版

エンドユーザライセンス契約書

モリサワ ビジネス必勝フォント Win版 エンドユーザライセンス契約書（以下「本契約」といいます）は、株式会社モリサワ（以下「当社」といいます）と本フォント（第1条に定義します）を取得する個人または法人（以下併せて「ライセンス取得者」といいます）の間で締結されます。尚、本フォントについて「取得」とは、有償・無償を問わず、当社指定の方法により本フォントを正規にダウンロードする権限を得ることをいいます。

ライセンス取得者は、個人・法人の別に応じ、以下に定める事項を表明・保証するものとします。

- 1) 個人の場合、ライセンス取得者が成年であるか、または未成年であって本契約に従って本フォントを利用することについて親権者等の法定代理人の同意を得たこと。また、その同意を行った法定代理人が、ライセンス取得者による本フォントの使用について一切の法的責任を負うこと。
- 2) 法人の場合、ライセンス取得者となる法人の代表者または代理人として本契約に同意する個人が、法人を代表し、本契約に同意する権限を有していること。

1. 定義

本契約に定める用語の定義は、以下の通りとします。

- 1) 本フォント
本契約の締結と共に取得されるフォント製品をいい、その修正版・更新版が存在する場合はそれらも含まれます。
- 2) 書体
統一的なコンセプト、ウエイト、スタイルによりデザインされた文字、記号、数字、シンボル等（以下「文字等」といいます）の集合体をいいます。
- 3) 文字情報
書体を構成する個々の文字等の形状及びそれらのアウトライン等のグリフデータ、文字詰め情報、その他文字等の表示、出力に関する情報をいいます。
- 4) デバイス
本フォントをインストールすることのできる記憶装置を備えたコンピュータをいいます。
- 5) 電子文書
デジタルフォーマットの文書のうち、(A) 本フォントを指定することで、デバイスにインストールされた本フォントの文字等を画面上で表示できるフォーマットのものの、(B) 本フォントの文字情報がその他の画像等に結合可能なフォーマットのものの、及び、(C) 本フォントの埋め込みが可能なフォーマットのものをいいます。

2. 使用の許諾

当社は、ライセンス取得者が本契約を遵守することを条件として、次に定める行為を行う非独占的・全世界的な権利をライセンス取得者に許諾します。

- 1) インストール
ライセンス取得者が所有し、またはリース契約もしくはレンタル契約に基づいてライセンス取得者のみが利用できるデバイスに対し、本フォントをインストールすること。
- 2) 本フォントの使用
本フォントをインストールしたデバイスにおいて、自己の思想・感情及び事実を表現する電子文書を作成するため、次の方法で本フォントを使用すること。
イ. デバイスにおいてアプリケーションプログラムを利用して作成した電子文書、またはデバイスに格納された電子文書の書体を本フォントに指定すること。また、ウェブブラウザやメールソフトの環境設定で表示フォントを本フォントに設定すること。このとき、ライセンス取得者は、デバイスにおいてアプリケーションプログラムの機能を利用し、文字情報への装飾その他の形状に対する加工を指定することができます。
ロ. デバイスにおいてアプリケーションプログラムを利用して書体の文字情報を画像またはアウトラインデータ等の形式で本フォントから抽出し、これをそのまま、または装飾その他の形状に対する加工を施した上で、結合した電子文書を作成すること。
ハ. ライセンス取得者のデバイスにおいてアプリケーションプログラムを利用し、本フォントを埋め込んだ電子文書を作成すること。但し、ライセンス取得者は、本フォントが次の条件により埋め込まれることに同意します。(A) 埋め込み前の電子文書で使用されている文字等のみが埋め込まれること、(B) 埋め込まれた本フォントが取り出せないこと、かつ (C) 埋め込まれた本フォントを用いて電子文書が編集できないこと。
- 3) 電子文書の頒布等
本条の規定に基づいて作成された電子文書またはその出力物について、有償・無償を問わず、表示、展示または譲渡、貸与、頒布及び公衆送信（送信可能化を含む）し、第三者の利用に供すること。例えば、ライセンス取得者は、当該電子文書・出力物等を、有償・無償を問わず、(A) 印刷物、(B) 映画、テレビ番組、ビデオ、DVD、ゲームソフト等のタイトル・テロップ・フリップ、(C) ウェブサイトのバナー広告、(D) 印鑑・スタンプ等の有体物等として利用することができます。但し、その電子文書に結合された文字情報について、第三者に対し、装飾その他の形状に対する加工を施させ、または電子文書上の配置を変更させる場合、当該第三者が、その文字情報と同一の文字情報を含む当社フォントのライセンスを有している必要があります。

3. 禁止事項

ライセンス取得者は、本契約に別段の定めのある場合を除き、次に例示する行為その他本契約において許諾される範囲外の実行を一切してはなりません。

- 1) 有償・無償を問わず、本フォントの文字情報を第三者に利用させること、または第三者に利用させる目的で、本フォントから文字情報を抽出し、もしくは抽出させること
- 2) 有償・無償を問わず、第三者に利用させる目的で、文字情報を変形もしくは翻案または改変する等して本フォントまたはその他の二次的成果物もしくはそのデータを製作し、もしくは製作させること
- 3) 本フォントもしくは文字情報の代替として機能するあらゆるデータ、これらの変形、翻案もしくは改変等によって製作された本フォントの二次的成果物等、またはこれらのデータを、有償・無償を問わず、第三者に交付、送信その他の方法により頒布すること

- 4) デバイス以外の装置またはソフトウェアに、本フォントまたは本フォントの代替として機能するデータを組み込むこと
- 5) 本フォントを、逆アセンブル、逆コンパイルまたは解読すること
- 6) 本フォントをネットワーク上のサーバとして機能するデバイスにインストールし、クライアントとして接続する他のデバイスからアクセスして使用すること
- 7) 本フォントにあらかじめ設定された技術的な制限を解除、無効化する行為、当該行為の方法の公開、または前記方法を用いて本フォントを複製、変形もしくは翻案、改変または使用すること。尚、本フォントにあらかじめ設定された技術的な制限を解除、無効化する機能を有するアプリケーションプログラム等を、そのような機能を持つと知りながら使用することを含みます。
- 8) 本契約の規定に従い本フォントを使用する場合を除き、本フォントを変更したり、他のソフトウェアドキュメンテーションと結合したりすること
- 9) 本フォントを使用して作成したロゴを商標登録または意匠登録すること

4. 権利の帰属

ライセンス取得者は、本フォントの著作権その他の知的財産権が、当社または当社に権利を許諾した第三者（以下「当社のライセンサー」といいます）に帰属することに同意します。本フォントに対するライセンス取得者の権利は、本契約に明示的に規定されたものに限られます。本フォントを用いて製作された成果物（本フォントのウエイト・スタイル・バージョンを変化させたフォント、書体及び文字情報の二次的成果物を含みます）及びそれらのデータについての知的財産権は、それが本契約に基づいて製作されたか否かを問わず、当社または当社のライセンサーに帰属するものとします。

5. 権利の譲渡等の禁止

ライセンス取得者は、如何なる理由があろうとも、当社の書面による許諾を得ずに本フォントの全部または一部を再配布、公衆送信（送信可能化を含む）、貸与、レンタル、擬似レンタル、再販売（中古品取引を含む）し、または組み込んでならず、本フォントの使用権を第三者に再許諾し、本フォントもしくは本ライセンス契約上の地位を第三者に譲渡し、またはそれらを担保に供することはできません。

6. 保証の範囲

ライセンス取得者が本フォントを無償で取得した場合を除き、本フォントに重大な瑕疵があった場合（特定のデバイスまたは第三者のソフトウェアに起因する動作不具合を除きます）、当社は、ライセンス取得者が本フォントを最初に取得した日から90日間、その程度に応じて自らの判断に基づき、修補プログラムの提供、解決方法の案内、または本フォントの削除と引き換えにライセンス料の返還を行います。当社は、本フォントの品質もしくは機能がライセンス取得者の使用目的の全てに適合すること、またはライセンス取得者による本フォントの使用に際して中断や誤作動がないこともしくは当該使用が安全であることを保証せず、また、法令上許容される範囲において、明示・黙示の如何を問わず、本フォントの安全性、信頼性、性能、権原、権利侵害、正確性、商品性または特定目的への適合性に対する黙示的な保証、並びに本契約に関する取引過程、履行過程または取引慣行から生じ得る保証その他一切の保証を行いません。その他、当社は、本フォントについて、明示・黙示の如何を問わず、一切の保証を行わず、ライセンス取得者に対し、本フォントを現状のまま提供します。ライセンス取得者は、自己の責任において本フォントの選択・導入を行なったものであり、適切なデータバックアップを行うなど、自己の責任において本フォントの使用に関する損失の回避に努めるものとします。

7. 補償

ライセンス取得者は、ライセンス取得者による本契約の違反に起因して、当社及び関連会社の従業員及び役員（以下「当社等」といいます）に生じた一切の損害、損失、費用（合理的な弁護士費用を含みます）その他の支出を補償するものとします。また、ライセンス取得者は、当該違反に起因して第三者からなされた当社等に対する一切の申立て、訴訟または法的手続（以下「訴訟等」といいます）について、ライセンス取得者の責任で当社等を防御するものとします。当社は、当該訴訟等の通知を受けた場合、これをライセンス取得者に通知します。但し、当社は、本条に定める補償の対象となる事項について、排他的に防御する権利を留保します。

8. 損害賠償額の上限

当社等は、法令上許容される範囲において、その法的根拠の如何に関わらず、本フォントの使用または使用不能その他本フォントに起因する特別損害、間接的損害、懲罰的損害、付随的損害、逸失利益、データの消滅、事業の中断、暖簾の喪失、機器の不具合または誤作動等による損害について、当社等が当該損害について予め通知を受けていたとしても、また、他に実質的な救済手段が存在しないとしても、一切の責任を負わないものとします。また、当社等が何らかの法的根拠に基づいて責任を負担する場合であっても、名目の如何を問わず当社等が負担する責任は金銭的賠償に限られ、その賠償額は、本フォントを取得するに際してライセンス取得者が実際に支払ったライセンス料の金額を上限とします。但し、第6条及び第8条を含む本契約の全ての条項は、当社の故意または重大過失による債務不履行、不法行為等に起因してライセンス取得者に生じた損害に対する賠償責任について、当社を免責することはないものとします。

9. サポート及びサービス

当社は、義務としてではなく、当社の本フォントに関する現行の製品サポート・サービスに関するポリシー（本フォントを販売するソースネクスト株式会社のウェブサイトより入手することができます）に記載されたサポート・サービスを提供することがあります。但し、ライセンス取得者に提供される当社のサポート・サービスは、日本国内における日本語によるものに限られるものとします。

10. ライセンスの遵守

本フォントは、著作権法及び国際著作権条約をはじめその他の法令により保護されています。ライセンス取得者は、本フォントを含めたソフトウェアの健全な使用環境の形成に努めなければなりません。本契約の遵守について、ライセンス取得者は、当社から要求された場合、その時点において、本フォント、書体及び文字情報が、本契約に従って使用されていることを、30日以内にインストール状況の調査報告書を含め書面により証明しなければなりません。

11. 監査

ライセンス取得者が本契約に違反している合理的な疑いがあると当社が判断した場合もしくは第14条第1項により契約解除された場合、当社は、ライセンス取得者に対し、事前に通知を行うことにより、

随時コンピュータ、ハードディスク、CDまたはその他の記憶媒体及びその他の書類についての監査をライセンス取得者のデバイス所在地等、自宅だけでなく、当社が必要と認めた場所で、実施することが出来るものとします。ライセンス取得者は、本契約の終了後であっても、本契約の満了または終了後3年以内に当社より上記監査の通知があった場合には、その実施日が上記3年の期間の経過後であっても、その監査を受け入れなければなりません。

12. 違約賠償

第11条に定めるインストール状況の開示または第11条に定める監査の結果等その他の事由により、本フォントの無許可複製の存在が判明した場合、ライセンス取得者は、当該無許可複製した本フォントの書体数に、期間を設定せずに1ライセンスについて1書体の使用を許諾する製品（MORISAWA Font Select Pack 1等）の価格を乗じた額及び当社が費やした当該監査の実施費用の合計額を当社に支払わなければなりません。また、本フォントの使用期間が終了または満了した後に、第15条に定める削除義務違反その他の理由により、デバイスに本フォントが現存し、または存在していたことが判明した場合、当該現存し、または存在していた本フォントの書体数に基づいて、本条に定める算定式により算出された金額及び費用の合計額を支払わなければなりません。

13. 契約期間

- 1) 本契約は、本フォントの取得の際に定められた本フォントの使用期間満了日まで有効（以下、有効である期間を「契約期間」といいます）とします。
- 2) 前項の規定にかかわらず、ライセンス取得者または当社のいずれかが、第15条（契約の解除）の規定に従って本契約を解除した場合は、その解除の時ににおいて本契約は終了し、更新されないものとします。
- 3) 前2項の規定にかかわらず、第1条、第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第10条、第11条、第12条、本項、第15条、第19条、第20条、第21条、第22条及び第23条の規定は本契約の満了または終了後も存続するものとします。

14. 契約の解除

当社は、ライセンス取得者が本契約のいずれかの条項または当社の権利を侵害した場合には、本契約を解除することができます。

15. 契約の終了に伴う措置

ライセンス取得者は、本契約終了後、直ちに本フォントをデバイスから削除しなければなりません。

16. 本フォントの修正

当社は、ライセンス取得者の権利を書しない範囲で、自己の裁量により適宜、本フォントを修正することができます。

17. 本契約の変更

当社は、その裁量により、本契約の条項の一部または全部を変更または追加することができます。当社は、当該変更または追加（以下「条件変更等」といいます）を、条件変更等有効となる7日前に本フォントを販売するソースネクスト社のウェブサイトに掲載するものとします。但し、当社は、条件変更等がライセンス取得者にとって不利益である場合、条件変更等有効となる30日前に掲載します（これらの7日または30日の期間を「受諾期間」といいます）。当社は、条件変更等の内容、発効日及び変更・追加の理由を、電子メール、ウェブサイトへの掲載その他の手段によりライセンス取得者に通知または公表するものとします。ライセンス取得者が条件変更等を受諾することができないと判断する場合、受諾期間中に当社に条件変更等の受諾拒否を申し出、本契約を解除することができます。受諾期間中に当該拒否がなされない場合には、ライセンス取得者が条件変更等に合意したものとみなします。

18. 反社会的勢力の排除

ライセンス取得者は、当社に対し、自己または自己の役員、従業員もしくは自己の経営に関与する者について、次の各号に定める事項を表明及び保証し、かつ将来にわたって保証するものとします。ライセンス取得者が本条の全部または一部に違反し、またはそのおそれがある場合、当社は、何らの催告を要さず、また、何らの責任を負担せずに本契約を解除することができます。

- 1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらに準ずる者その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）でないこと、または過去に反社会的勢力でなかったこと。
- 2) 反社会的勢力を利用しないこと。
- 3) 資金提供その他の行為を通じて反社会的勢力の維持運営に協力または関与しないこと。
- 4) 反社会的勢力と交際していないこと。
- 5) 自らまたは第三者を利用して、当社または第三者に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、業務妨害行為もしくは名誉や信用を毀損するなどの行為をしないこと。

19. 準拠法及び裁判管轄

本契約は日本法に準拠するものとし、本契約に関する紛争は、大阪地方裁判所・大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

20. 完全合意及び変更の禁止

本契約は、本フォントに関する、当社及びライセンス取得者の間における完全な合意を示すものであり、口頭、書面または電磁的方法の如何を問わず、本フォントに関する当社及びライセンス取得者間における以前の合意に優先します。第17条に定める場合を除き、本契約は、当社の代表者の書面による同意のない限り、一切の修正または変更を行うことができません。

21. 権利放棄及び可分性

当社が本契約に関する権利を行使しないことは、権利放棄を意味するものではありません。当社は、書面によらずに本契約に関する権利を放棄することはありません。また、当社は、当社が本契約に関する権利を放棄した場合であっても、当社が別途明示しない限り、当該権利を過去に遡って放棄すること、または将来に遡って放棄し続けることを意味するものではありません。本契約の条項の一部の条件が違法、無効その他の理由により法的に強制できないことが判明した場合、当該条件は当該条項から切り離されるものとし、他の条件の有効性及び強制力に影響を与えることはありません。

22. 言語、見出し等

本契約は日本語で作成され、日本語以外の翻訳版が存在する場合であっても、これは参考のためにのみ作成されたものであり、何らの効力も有しません。また、本契約の見出しは、参照の便宜のためのものであり、本契約の解釈に影響を及ぼしません。本契約は、本契約を作成したという理由によって、当社の不利になるような解釈はなされないものとします。

23. 通知

別段の定めがない限り、ライセンス取得者から当社に対する本契約に関する通知は、書面で、本契約を引用し、かつ、当社の本店所在地宛てに送付されなければなりません。当該通知は、ライセンス取得者から当社に、(a) 手渡されたとき、(b) ファクシミリで送信され、かつ、送信機における受領確認書を得たとき、(c) 配達証明書付きの書留郵便で送付されてから5営業日後、または (d) 民間の宅配業者に預託し、受領確認書を得てから2営業日後に、それぞれなされたものとみなされます。

以上